

## 学園理事・評議員推薦の承認に係わる検討の経緯について

学校法人麻布獣医学園（以下、学園）から、従来の卒業生から学園理事・評議員を選出してきた方法（卒業生枠）を改正し、一般社団法人麻布大学同窓会（以下、同窓会）が主体となって、学園理事・評議員を推薦する方法（同窓会枠）を依頼された（資料1）。

\*令和5年3月25日(土)に開催された理事会において、会長指名者で構成する検討委員会（以下、委員会）を設け、学園からの依頼の諾否、受諾の場合の理事・評議員の選出方法等を委員会で検討することとした。

委員長：福山守会長

委員：有賀誠副会長（獣医部会の代表）、笠原年春副会長（動物応用部会の代表）、望月雅裕副会長（生命・環境科学部会の代表）、小澄正敬理事（九州ブロック選出）、市川陽一朗理事（千葉県支部選出）、大島義之理事（動物応用部会選出）、黒田聡史理事（生命・環境科学部会選出）、佐原弘益理事（総務担当理事）、志村定雄理事（総務担当理事）

\*同年4月16日(日)に委員会が開催され、「検討会提出事務局案（第1案）」（資料2）を元に、検討会として以下のことを採決した。

- 1 学園からの依頼を受諾する。
- 2 理事・評議員の選出方法等は、地域ブロック及び部会からの選出を基本とする。（地域ブロックは本会の活動の現状に照らし、新たに設定する。）  
2の選出方法等は、事務局が案を作成（資料3）することになり、同年4月28日付けのメールで、資料3案に対する賛成・反対、意見聴取（5月10日締め切り）を行った。

\*意見聴取後の結果は以下の通りであった（詳細は資料4）。

- 1 学園の依頼を受託する。
- 2 選出方法は次のとおりとする。
  - (1) 学園に推薦する理事・評議員の要件は、正会員歴10年以上とする。
  - (2) 新しく設定した8つの地域ブロック毎に1人、獣医、動応、生命の3部会毎に1人及び会長指名1人（計12人）とする。
  - (3) 選出方法は、各地域ブロック及び各部会に一任とする。
  - (4) 再任は、意見集約できず、理事会での審議をお願いする。
  - (5) 理事・評議員に推薦する者の選定方法は、理事に推薦する者3人及び評議員に推薦する者10人を各地域ブロック、各部会から選出された11人及び会長指名1人の12人、それに加えて高校同窓会から選出された1人（計13人）による互選とする。（13人による理事・評議員候補者における会議体についての実際の運用方法については、後日に検討）

\*同年5月18日(木)付けのメールにて、上記の決定項目をまとめ、検討委員に書面会議にて確認を取った。

なお、5月21日(日)に一委員から委員会の開催を求めるメールがあったが、他の委員からの賛同はなく、また、理事会開催まで日程がないことなどを理由に開催はしなかった。

\*同年5月27日(土)に理事会が開催され、委員会で意見集約できなかった(4)の再任について審議された。その結果、「原則1期、しかし、各ブロック・部会において再任を認める」との結論を得た。その他の項目については、委員会案が承認された。（資料5）

\*同年6月10日(土)に代議員会が開催され、上記理事会で承認された案が上程され、承認された。



麻大企第 2431 号

令和 5 年 3 月 17 日



一般社団法人麻布大学同窓会  
会長 福山 守 殿  
麻布大学附属高等学校同窓会  
会長 佐藤 泰 殿

学校法人麻布獣医学園  
理事長 小倉 弘 明



### 「次期卒業生理事・評議員の推薦」に関するお願いについて（依頼）

令和 5 年 2 月 17 日付けで「私立学校法の一部を改正する法律案」が閣議決定されたことにより、本学園の理事及び評議員の選任方法及び構成の見直しが必要な事項が盛り込まれました。

これに加えて、「令和元年度評議員選挙に係る懸念事項（前回本学園選挙管理委員会）」の内容を踏まえ、令和 4 年度理事会及び評議員会において検討した結果、理事・評議員の選出区分である「教職員」「卒業生」「学識経験者」のうち、「卒業生」については、大学・附属高校共に「同窓会からの推薦」という形で次期卒業生理事・評議員を推薦（選出・選任）していただく方針としたところでございます。

つきましては、下記の「添付 1～1-1」を踏まえて、次期卒業生理事・評議員を大学同窓会及び高校同窓会から推薦していただくことをお引き受けていただけるか否かについて、御回答をお願いします。

#### 記

#### 1. 依頼

「次期卒業生理事」と「次期卒業生評議員」の推薦に関する依頼  
(具体的な内容については、「添付 1～1-1」を御確認ください。)

添付 1 : 卒業生理事・評議員の推薦に係る申入れについて

添付 1-1 : 令和元年度評議員選挙に係る懸念事項

参考 1 : 新たな選出・選任方法を図示したもの

参考 2 : 次期理事、次期評議員の任期について（3 年予定）

参考 3 : 現在の卒業生評議員の選任区分

#### 2. 回答期日

令和 5 年 6 月 15 日までに学校法人麻布獣医学園（企画課）へメール（kikaku@azabu-u.ac.jp）もしくは書面にて御回答をお願いします。

#### 連絡先

事務局 総務部 企画課（山内・戸田）

電話：042-754-7111(内線 2343/2823)

Email：kikaku@azabu-u.ac.jp

麻布大学同窓会  
麻布大学附属高等学校同窓会

## 卒業生理事・評議員の推薦に係る申入れについて

卒業生理事・評議員に関して、以下の「学園としての要望」及び「法律案」を踏まえて、推薦をお願いします。

### ●学園としての要望

- ①広く卒業生からの意見を取り入れた推薦をお願いします。
- ②大学同窓会については、従来の分野、ブロック別の選出にも配慮しながら、特定の学科に偏りが出ないよう、幅広い層からの推薦をお願いします。
- ③大学同窓会については、「令和元年度評議員選挙に係る懸念事項」に十分な配慮をして推薦をお願いします。
- ④大学同窓会から12人、高校同窓会から1人の推薦をお願いします。
- ⑤大学同窓会及び高校同窓会で協議の上、理事3人（選出）と評議員10人（選任）の推薦をお願いします。

### ●私立学校法の一部を改正する法律案

#### （資 質）

##### 法律案 第30条

・理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運用に必要な識見、社会的信望を有する者

##### 法律案 第61条

- 1 評議員は、設置する私立学校の教育又は研究を理解し学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者
- 2 評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行わなければならない。

#### （資 格）

##### 法律案 第31条第一項各号（理事の資格及び構成）

次に掲げる者は、理事となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの
- 三 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者
- 四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられその執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 五 学校法人が第三百三十五条第一項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前三十日以内に当該学校法人の役員であつた者

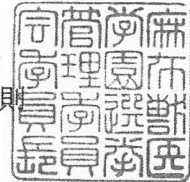
##### 法律案 第62条（評議員の資格及び構成）

- 1 第31条第一項各号に掲げる者は、評議員になることはできない。
- 2 被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となることができない。
- 3 評議員には、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。）が含まなければならない。
  - 一 当該学校法人の職員
  - 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25歳以上のもの（前号に掲げる者を除く）
- 4 評議員は、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有する者であつてはならない。

麻大企第 0354 号  
令和 2 年 5 月 29 日

学校法人麻布獣医学園  
理事長 柏崎直巳 殿

学校法人麻布獣医学園  
評議員選挙管理委員会委員長  
和田 恭 則



### 令和元年度評議員選挙に係る懸念事項について

標記のことについて、令和元年 10 月 1 日付けで委員拝命以降、本学園評議員の選任に取り組んで参りましたが、令和 2 年 4 月 23 日の選挙公示をもって、学園寄附行為第 18 条第 1 号及び第 2 号評議員の選任を終えることとなりました。この間の御支援に対し、御礼申し上げます。

つきましては、今回の評議員選挙を振り返って、下記のとおりいくつかの疑問点や懸念改善事項等が確認されましたので、次回の評議員選挙において同様の問題が生じないよう、早急な検討と対処をお願いしたく報告申し上げます。

#### 記

#### 1. 海外居住の卒業者の登録ブロックの扱いについて

評議員選任規程(以下「選任規程」という。)第 22 条第 1 項及び第 2 項により、2 号評議員選挙における選挙ブロックは、獣医学科卒業者にあっては居住する都道府県別に 10 ブロックに区分され、動物応用科学科及び生命・環境科学部の卒業者はそれぞれ全国一円のブロックと規定されている。今回の選挙において、海外在住の動物応用科学科の卒業生 1 人の選挙参加への申出があり、海外に在住している者の登録ブロックの扱いについては定められていないが、動物応用ブロックは全国一円のブロックで実施しているため、居住地により各地域のブロックへの所属を拘束されるものではないことから、選挙参加は可能と判断し対応したところである。昨今グローバル化が進み、世界で活躍する卒業生は増加すると思われること、国際感覚を身に付けた卒業生の積極的な選挙の参加は学園運営にも影響をもたらすものと考えられることから、海外居住者の、特に全国を地域別にブロック分けしている獣医学科卒業者における所属ブロックの取扱いについて選任規程への明文化を検討願いたい。

#### 2. 2 号評議員選挙における推薦制度について

選任規程第 20 条第 1 項には、「第 16 条第 3 項の規定による被選挙権者を有する有権者は、第 22 条の規定による所属ブロックにおいて立候補し、又は同一ブロック内の有権者 10 人以上の推薦を受けて候補者となることができる。」と定められている。推薦により届出をする場合は、選任規程第 10 条第 3 項の定めによる「候補者推薦届(様式第 2 号)」にブロックごとの地域又は全国から、推薦人全員の現住所と氏名の記載欄に署名及び捺印



する必要があるが、郵便事情や各人の仕事などの事情により、これらを集めるのに非常に時間や手間がかかり、非効率的であるとの指摘も挙がっている。また、届出が提出されたものにあっても、有権者登録されていない者や異なるブロックの者を推薦人として記載して届け出る者もいることから、事務局においても、これらへの対応に多くの時間や手間を要している。社会における様々なサービスが簡略化や AI による自動化が進む中で、評議員選挙においても時代に即して、例えば、推薦人の人数を削減する、推薦代表人がそれぞれの推薦人の推薦書を取りまとめて提出することや、推薦書に限り FAX での提出を認めること、推薦制度は廃止し立候補のみの届出とすること等、届出方法の負担軽減措置の導入について検討願いたい。

### 3. 卒業者の名簿管理について

2 号評議員選挙の実施に当たっては、大学同窓会から卒業者の名簿提供の協力を得て選挙の案内を送付しているが、20～40 代の若年層にあっては転居、70 代以上の高齢者にあっては逝去による理由により、全送付数に対して約 4 割が学園に返送されている状況である。評議員選挙管理委員会では、選挙の実施の際は、卒業後に転居等で住所が変更されている卒業生に対して広く周知する観点から、大学ホームページに「2 号評議員選挙に係る卒業者への連絡先届出のお願い」を掲載し、呼びかけを行っているが、その届出数も多くはない状況であることから、名簿管理を行っている大学同窓会における随時の更新及び的確把握に期待するほかないところである。なお、卒業者に対しては評議員選挙に限らず、募金、各種調査など、多様な目的で学園あるいは大学から案内や依頼を行うに当たって、都度大学同窓会から名簿を提供願っていること、また、名簿管理費の一部を学園が補助していることに鑑み、学園からも大学同窓会に対して卒業生の連絡先の把握に積極的に努めてもらうよう働きかけていくことが必要と考えられる。併せて、名簿の管理方法について、自治体等の各種申請、届出などが Web 上で行われていることから、会員数が少なく、インターネットを介した手続に抵抗がない若年層の取込を目的として、従来の方法に加えて新たな把握、管理の方法を検討するとともに、在学生に対して同窓会への連絡先届出の意義が伝わるよう努めるなど、学園と大学同窓会が協力して対応していく必要があると考えられる。

### 4. 2 号評議員選挙の在り方について

平成 23、27 年度評議員選挙に係る懸念事項でも指摘されたものであるが、今回の選挙においても引き続き以下のとおり、有権者登録率(有権者登録数/住所判明者数)の低下が見られ、今回の選挙においては初めて 1 桁台の登録率となった。

平成 17 年度:17.2%(2,392 名/13,927 名)

平成 20 年度:15.2%(2,196 名/14,446 名)

平成 23 年度:11.8%(1,803 名/15,293 名)

平成 27 年度:11.2%(1,866 名/16,625 名)

令和元年度 :8.1%(1,428 名/17,683 名)

これまでも現行のブロック区分の適切性や有権者登録率の低迷、無投票が繰り返される現状の懸念、ブロック間での一票の格差の是正等、2 号評議員選挙の在り方について、根本的な検討の必要性を指摘してきたが、今回の選挙における有権者登録率は過去最

低となったこと、投票を実施した選挙ブロックは全国一円の2ブロックのみであったことから、選挙が形骸化しているといえる状況である。今後、少子化、志願者確保、定員管理の厳格化など学園を取り巻く課題は更に大きくなり、これらに対応していくためには、経営的能力や情報収集能力に長け、学園運営に積極的な姿勢を持つ者を選出する必要があると思われる。しかし、本件については検討すべき内容が大きく選挙管理委員会の範疇を超える事項であることから、2号評議員の選任方法について理事会での積極的な意見交換、深い議論を求めたい。その際は、他学校法人の選任方法や外部団体による評議員選任に係る調査結果を参考にしながら、本学園の未来を見据えたものとなるよう検討願いたい。

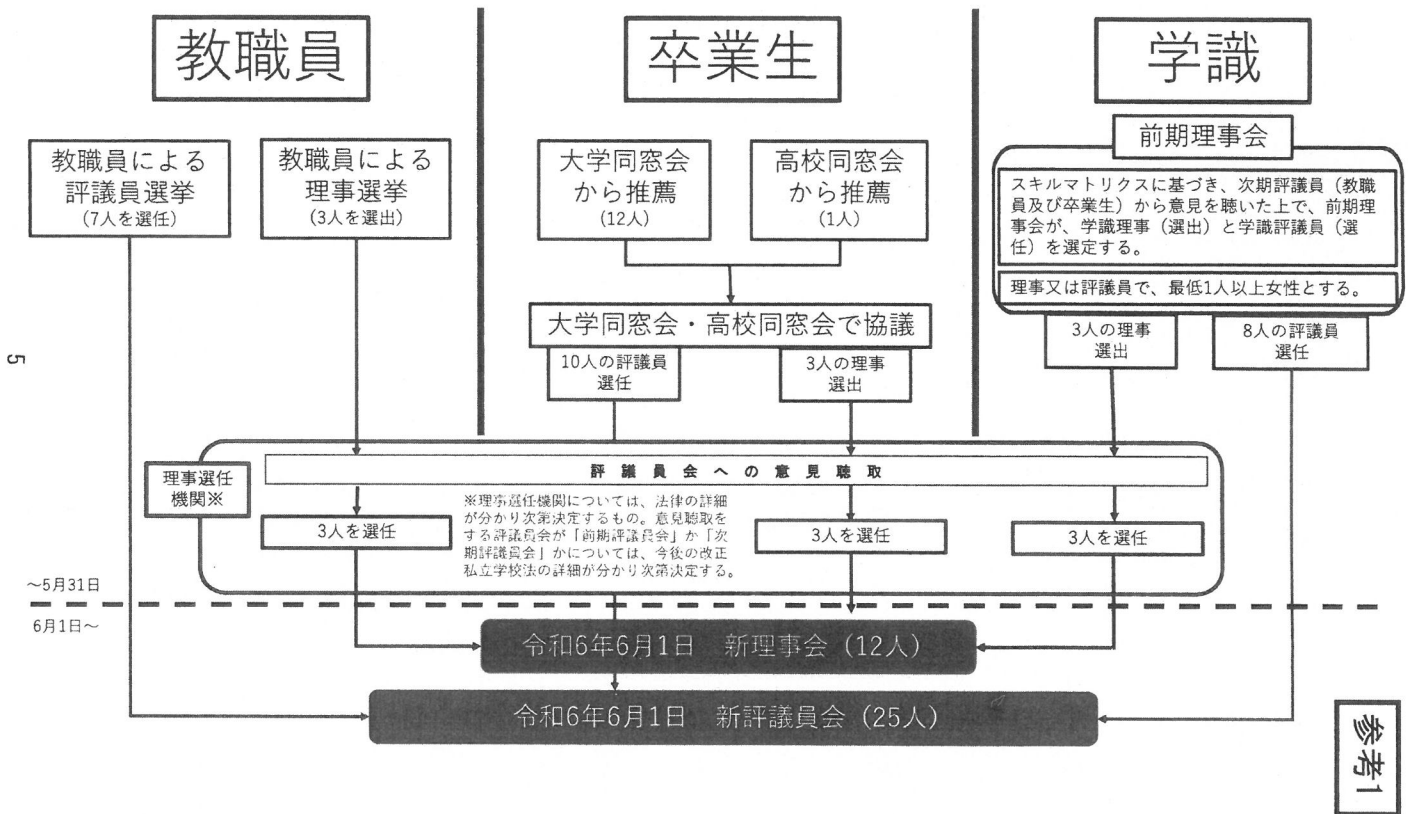
併せて、卒業生と学園の関わりや情報発信を行う手段として、在学時のGmailを卒業後も活用することについて、システムの構築に伴う初期費用、セキュリティ整備、保守管理など経費面や人員体制などの大きな課題はあるが、新規に新たなシステムを導入するよりも現在使用しているツールであれば、卒業生は特に不都合なく使用できると思われることから、Gmailを継続利用できるようにし、大学から定期的に情報を発信することにより、卒業生の大学への帰属意識を高めることや学園の運営の仕組みを理解する機会を設けるなど、卒業生と継続的に接点を持つ方法の検討が必要と考えられる。

#### 5. 次回選挙実施に際しての申し送り事項について

第10条第3項及び第11条第2項の定めによる選挙公報(様式第4号)には、「職業(所属)・経歴・抱負又は推薦文」を記載することとなっているが、一部の者から推薦による届出の場合、抱負と推薦文のどちらを記載すればよいのか分かりにくいとの指摘が挙がっていることから、1号評議員及び2号評議員ともに立候補及び推薦による届出において、それぞれの記載すべき事項が明確に分かるように、様式の変更又は「評議員選挙のお知らせ」の「立候補及び候補者推薦届」欄に注意事項として記載することが望ましいと考えられる。

また、選挙公報は候補者が自身を自由にアピールしてもらうという観点から、記載事項は定められているものの、各候補者によって記載すべき事項の割合が様々で、全体的に統一性に欠いている状況にある。選挙公報は、候補者が有権者に対してアピールするもので、字数等を定めることは、学園からも適当ではないとの見解が示しているところであるが、有権者にとっては投票判断の情報源としての役割を担うことから、記載方法について記入例を示すことも必要と考えられるので、これらについて、次期選挙管理委員会に申し送ることとしたい。

以上



**事前質問⑦ 経過措置について**

私学法改正、施行後に主として評議員会等の委員構成に関する変更要請が行われると思います。一方で、従前の私学法に基づいて選出された評議員の現在の任期との関係を踏まえた場合、任期を踏まえた経過措置は行われるのでしょうか。

① 改正後の理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件については、施行後最初の定時評議員会の終結の時までに、要件を満たすように対応しなければならないこととする予定です。

② また、改正後の理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件を満たす者の任期については、

- ・ 任期が満了する日
- ・ (令和7年4月1日に施行される場合) 令和9年4月1日以後最初の定時評議員会の終結の時のいずれか早い方となる予定です。

文部科学省  
令和4年度学校法人監事研修会オンラインセミナー (スライド抜粋)

● 令和7年4月1日施行 (予定)

① 現行の寄附行為で令和6年6月に理事・評議員を改選した場合  
令和7年5月評議員会までの任期となる【任期1年】

② 令和5年5月に寄附行為を改正して令和6年6月に改選した場合  
令和9年5月評議員会までの任期となる【任期3年】

参考2

学校法人 麻布獣医学園評議員選任数  
(寄附行為第18条第1号及び第2号関係)

区 分	ブロック	選任数	都道府県名等	
職員より選任する者 (寄附行為第18条第1号)	学 園	13		
卒業生より選任する者 (寄附行為第18条第2号)	獣医学科卒業生(その前身を含む。) 大学院獣医学研究科獣医学専攻修了者	北 海 道	1	北海道
	東 北	1	青森, 岩手, 宮城 秋田, 山形, 福島	
	関 東	1	茨城, 栃木, 群馬 埼玉, 千葉, 山梨	
	神 奈 川	1	神奈川県	
	東 京	1	東京都	
	中 部	1	富山, 石川, 福井, 長野 岐阜, 静岡, 愛知, 新潟	
	近 畿	1	滋賀, 兵庫, 奈良, 和歌山 三重, 京都, 大阪	
	中 国	1	鳥取, 島根, 岡山 広島, 山口	
	四 国	1	香川, 徳島, 愛媛 高知	
	九 州	1	福岡, 佐賀, 長崎, 熊本 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄	
獣医学部動物応用科学科 (その前身を含む。)卒業生 大学院獣医学研究科動物 応用科学専攻修了者	動物応用	1	全国一円	
麻布公衆衛生短期大学卒業生 麻布大学環境保健学部, 生命・環境科学部卒業生 大学院環境保健学研究科 修了者	環 境	1	全国一円	
本学園の高校卒業生		1	本学園の短大・大学卒業生 又は大学院修了者を除く。	
計		26		

## 学園理事・評議員の推薦について

### 1 受託について

「受託した場合」

「メリット」

- ・ 同窓会の意見が学園運営に直接反映できる。  
(例：本会の理事会及び代議員会で意見を集約し、学園運営に反映させる。)
- ・ 理事・評議員に立候補する際に条件を付けることができる。  
(例：立候補資格を正会員歴、役員歴等を条件とする。)
- ・ 会員が同窓会活動に参加するメリットを示せる。

「デメリット」

- ・ 選出方法の如何により、現行の既得権が消滅する。  
(例：学園の選出ブロックと本会のブロック及び部会が一致していないので、見直される可能性がある。)
- ・ 選出方法によっては事務量及び事務経費が増加する。  
(対策：必要な人員及び経費を学園負担とする。)

「参考」

本会の目的は定款第3条「本会は、母校麻布大学との連携を密にし、会員相互の親睦を図るとともに会員活動を支援し、もって母校麻布大学の発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。」と規定されているので、協力できる。

### 2 選出方法について

A 案：地域ブロック制：現行の本会のブロックを元に、各ブロックにおける正会員数が一様になるように学園理事・評議員選出用の新たなブロック設定し、それらの各ブロックと各部会から選出する。

「メリット」

- ・ 従来の学園が設定した選挙ブロックは基本的に廃止されることを前提に、本会の活動内容を十分に反映したブロック、部会及び支部が自主的に設定できる。
- ・ 新規に設定するとはいっても、従来の本会の地域ブロックがある程度は、残されるので、今までの理事又は代議員の選出の実績があり、比較的抵抗なく実施できる。

「デメリット」

- ・ 現行の選出方法はブロックの場合は、輪番制で、部会及び支部は役員の中で選出されている。これは、正会員による選挙でなく、一部の役員の見解により選出方法である。この結果、開かれた選出でなく、正会員の意見が反映されていない可能性がある。
- ・ ブロックの正会員数（旧：維持会員数）に多少があり、公平でない。  
(対策①：ブロックを再編し、正会員数の多少を無くす。)  
(対策②：ブロックの正会員数により選出できる人数を変える。)

B案：代議員による間接選出制：学園理事および評議員を代議員から選出する。各支部及び部会から選出された代議員が理事及び評議員として立候補をし、代議員会場で代議員の投票によって、選出する。

「メリット」

- ・ 各支部及び部会から選出された代議員ということで、各支部及び部会からの総意を反映できる。

「デメリット」

- ・ 代議員の投票によるとブロック、部会及び支部の代議員数には差異があり、部会から選出されない可能性がある。

(対策：各部会に枠を与え、部会内の代議員により選挙し、選出する。)

C案：正会員直接選出制：学園理事及び評議員を全国の正会員から直接選挙により選出する。

「メリット」

- ・ 正会員に公平な1票となる。
- ・ 正会員の意見が直接反映される。

「デメリット」

- ・ 必要経費が多くなる。
- ・ 選出期間が長期になる。
- ・ 部会により正会員数に差異があり、部会から選出されない可能性がある。

(対策：部会枠を設ける。)



学園理事・評議員の推薦に関する検討委員会  
選出方法等事務局案について

令和 5 年 4 月 28 日

一般社団法人麻布大学同窓会  
総務担当理事 佐原 弘益  
事務局長 志村 定雄  
事務局長補佐 宮手 浩

## 1 背景と経緯

学校法人麻布獣医学園（以下、学園）から、本会に対し、次期学園の理事・評議員卒業  
卒を本会からの理事・評議員推薦の形をとりたい旨の依頼があった。（参考 1）

本会は、令和 5 年 3 月 25 日（土）に開催された理事会において議論したところ、会長指名  
者によって構成する検討委員会（以下、委員会）を設け、学園からの依頼の諾否、受諾  
の場合の理事・評議員の選出方法等を委員会で検討することとした。

同年 4 月 16 日（日）に委員会がオンラインで開催され、以下のことを決定した。

- 1 学園からの依頼を受諾する。
- 2 理事・評議員の選出方法等は、地域ブロック及び部会からの選出を基本とする。（地  
域ブロックは本会の活動の現状に照らし、新たに設定する。）（参考 2）

2 の選出方法等は、事務局が案を作成し、委員会で検討の上、同年 5 月 27 日（土）に開催  
予定の本会理事会に受諾とあわせて選出方法等を上程することとした。

ただし、日程上、委員会のオンライン開催が難しいことから、選出方法等は、委員会  
の委員に以下の事務局案を示し、意見を求め、持ち回り会議の形式で意見を集約する。

## 2 選出方法等の事務局案

以下の 5 項目について、事務局案を作成した。

- (1) 推薦する理事・評議員の要件
- (2) 区分ごとの人数（高校を除く 12 人）
- (3) 選出方法
- (4) 再任
- (5) 理事又は評議員に推薦する者の振分け

## 3 事務局案に対する回答

各案に対する回答を別紙の回答用紙に記載し、5 月 10 日（水）までにメールで回答をお願  
いします。

なお、事務局案以外に案がある場合は、提案をお願いします。

※課題：一般会員への選出方法が変更になった旨の周知（はがき、ホームページ、会報等）

## 事務局案

- (1) 学園に推薦する理事・評議員の要件  
正会員歴10年以上とする。

◇2案とも会長候補者の要件より緩和した要件としている。(参考3)

- (2) 区分ごとの人数（高校を除く12人）  
8地域ブロック各1人、3部会各1人及び会長指名1人（計12人）とする。

◇各地域ブロックの正会員数がほぼ均等になるようにした案。

※北海道ブロックと東北ブロックをひとつのブロックとすることは、北海道支部の高橋宣充支部長（理事）に確認し、了承しています。

（正会員数は令和3年度）

区 分		所属支部等	人数	正会員数
地域 ブ ロ ッ ク	(1) 北海道・東北ブロック	北海道支部並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の各県支部	1人	327人
	(2) 北関東ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県の各県支部	1人	339人
	(3) 南関東ブロック	千葉県、神奈川県各県支部並びに東京都支部及び横浜市支部	1人	386人
	(4) 中部ブロック	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び新潟県の各県支部	1人	482人
	(5) 近畿ブロック	滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県並びに三重県の各県支部、京都府及び大阪府の各府支部	1人	268人
	(6) 中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の各県支部	1人	236人
	(7) 四国ブロック	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各県支部	1人	261人
	(8) 九州ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各県支部	1人	293人
部 会	(9) 獣医部会		1人	153人*1
	(10) 動物応用部会		1人	157人*2
	(11) 生命環境部会		1人	243人*3
—	(12) 会長指名 *4		1人	—

- \*1：全て直納正会員
- \*2：支部に所属しない直納正会員：92人
- \*3：支部に所属しない直納正会員：113人
- \*4：会長本人も含む

(3) 選出方法

各地域ブロック、各部会に一任とする。

◇これまでの各地域ブロック（地区ブロック）、各部会の選出方法を尊重し、それぞれに一任する案。

(4) 再任

再任は認めず、1期とする。

◇次回は任期3年だが、それ以降は4年になる。広く意見等を求める趣旨から1期で交代とする案。（1期4年）

たとえば、5支部からなるブロックで、各支部が輪番制で行う場合、次回輪番となるのが、16年後になる。再任し2期務めると、更に4年追加される。ブロックといえども支部からの幅広い意見を聞きづらいものとなるので、再任を認めない。

(5) 理事又は評議員に推薦する者の振分け

理事に推薦する者3人及び評議員に推薦する者10人を各支部等からの選出者13人（高校同窓会1人を含む）での互選とする。

## 学園理事・評議員の推薦に関する検討会 委員回答・意見等

## 〔 集 計 〕

区 分	(案)	賛成	反対	理事会
(1) 要件	正会員歴10年以上	8	2	(案) を上程
(2) 区分ごとの人数	8 地域 + 3 部会 + 会長指名	8	2	(案) を上程
(3) 選出方法	各ブロック、各部会一任	7	3	(案) を上程
(4) 再任	1 期 (再任なし)	5	5	理事会協議
(5) 理事、評議員振分け	選出者13人で互選	8	2	(案) を上程

## 〔 委員から寄せられた意見等 〕

- (1) 各ブロック約300名のうち10年以上の正会員年齢層がある程度幅広くあるとよいのですが、年齢層に偏りがあるなら5年以上としても良いのではと思います。  
法人運営にとり様々な考え意見が必要と思われます。
- (2) 北海道・東北ブロックを一つのブロックにするにあたり、北海道は了承されていますが、東北ブロックの了承は得られているのでしょうか？
- (3) これまで行われていた輪番制で行われる分には良いのですが、仮にブロック内で選挙となった時には公平な選挙を行うために選挙管理委員会を組織する必要があると思われます。
- (4) 確かに輪番制の場合は時間がかかります。  
一方で卒業生評議員・理事になる方は、法人運営の内容を十分に把握し意見や議論を行うには理解と経験が必要となります。  
一期3年～4年では不十分になる可能性があり、法人運営経営のための評議員・理事となりうるのか、疑問なところがあります。
- (5) 理事選出にあたってはこれまでと同様に13人の中で互選し、選ばれた理事は評議員を辞職することでの理解で良いでしょうか。
- (事務局注)  
次期の理事・評議員候補者13名を選出して、この13名による互選で理事に推薦する者3人及び評議員に推薦する者10人を決めます。理事に推薦する者3人の理事選任は、手続き上、理事選任機関で選出されることとなります。

学園からの要望には学科に偏りが無い組織を望まれていたと思います。また日大事件から発した風通しの良い組織構築が必要とされた今回の学校法人の改革にもそのことが含まれていると思います。8地域+3部会+会長指名ではこれまでと何ら変わらない組織ではないでしょうか。獣医学科卒業生が評議員の多くを占めます。既に卒業生の数は獣医学科9630人、生命環境10180人、動物応用4390人となっています。24200人のうち獣医以外が14570人となっており獣医学科の卒業生の評議員の枠のうち9人が獣医卒業生、生命環境・動物応用卒業生

が2人とは明らかに偏りのある体制と思います。広く公平に卒業生の意見を反映しているとは言えないと思います。麻布大学の卒業生は広い社会で現在活躍しています。学園を新しいものに変えていくためにはこれまでになかった卒業生の意見を取り入れ新しい麻布大学を作る必要があります。理事会は名誉職ではなく学園の経営を上昇気流にかえる大切な役目が求められています。各ブロックで持ち回りで人材を送るようなこれまでの人材の決め方はその役目に沿った人が人材として登用されるでしょうか。麻布大学のこれまでの状況を変えるためにも新しい人材、学園理事・評議員の組織作りをするべきだと思います。

評議員中から理事を選ぶのではなくて各学科から獣医1名、動物応用1名生命環境1名を理事として選び、特定の学科に偏らない理事の選び方もするべきだと思います。

区 分	案
(1) 要件	正会員歴10年以上
(2) 区分ごとの人数（評議員）	獣医 4 + 動物応用 3 + 生命環境 4 + 高校 1
(3) 選出方法（理事）	獣医 1 + 動物応用 1 + 生命環境 1
(4) 再任	1 期（再任あり）
(5) 理事、評議員振分け	各学科で 1 名の理事を選出する

（事務局注）

学園から求められている評議員数は10人。

(2) 特定の学科に偏りが出ないようにとの学園からの要望に合致させる必要があると考えています。

(3) 理事、評議員ということは、経営に携わり、大きな責任がある方を選出することですので、公平性透明性を担保できる方法を希望します。

(4) 再任については、大学職員と学識者からの理事・評議員に合わせた方が良いと考え、必要な人材であれば、再任も可であると考えています。

(5) 互選の場合、特定の学科に偏りが出ないようにとの学園からの要望から外れてしまう可能性があります。

各部会から一人ずつ理事を推薦し、各部会・高校で協議し、選出することで偏りがなくなりますので、申し入れに合致した形となると考えています。

反対意見が多くて申し訳ございません。

**【要件について】**

〇〇部会内で正会員歴10年以上の方が何名いるか、可能でしたら確認をさせていただければと思います。同窓会からですので、会に寄与されている方との趣旨は理解しています。ただ、今回この要件で候補になる方が見つからなかったときのことを考慮して、反対にさせていただきました。但し書きのような形で結構ですので、何か回避できる条件を付加していただくことは可能でしょうか。

再任について、〇〇では輪番制ではなく選挙で選ばれるため。

また、優秀な人材は残したい。

任期が一期のみは含みを持たせた方が良いと思います。

責任の所在がなくなると思います。

## 第 6 号議案 学園理事・評議員推薦の件

学校法人麻布獣医学園から依頼された「次期卒業生理事・評議員の推薦」に関する依頼について、次のとおり承認を求めます。

- 1 学園からの依頼を受諾する。
- 2 選出方法等は次のとおりとする。
  - (1) 学園に推薦する理事・評議員の要件  
正会員歴10年以上とする。
  - (2) 区分ごとの人数（高校を除く12人）  
8地域ブロック各1人、3部会各1人及び会長指名1人（計12人）とする。

（正会員数（令和3年度）は参考）

	区 分	所属支部等	人数	正会員数
地域 ブ ロ ック	(1) 北海道・東北ブロック	北海道支部並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の各県支部	1人	327人
	(2) 北関東ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県の各県支部	1人	339人
	(3) 南関東ブロック	千葉県、神奈川県各県支部並びに東京都支部及び横浜市支部	1人	386人
	(4) 中部ブロック	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び新潟県の各県支部	1人	482人
	(5) 近畿ブロック	滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県並びに三重県の各県支部、京都府及び大阪府の各府支部	1人	268人
	(6) 中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の各県支部	1人	236人
	(7) 四国ブロック	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各県支部	1人	261人
	(8) 九州ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各県支部	1人	293人
部 会	(9) 獣医部会		1人	153人*1
	(10) 動物応用部会		1人	157人*2
	(11) 生命環境科学部会		1人	243人*3
—	(12) 会長指名 *4		1人	—

\*1：全て直納正会員

\*2：支部に所属しない直納正会員：92人



\*3：支部に所属しない直納正会員：113人

\*4：会長本人も含む

(3) 選出方法

各地域ブロック、各部会に一任とする。

(4) 理事又は評議員に推薦する者の振分け

理事に推薦する者3人及び評議員に推薦する者10人を各支部等からの選出者13人（高校同窓会1人を含む）での互選とする。

なお、再任については、委員会としての意見集約ができず、本理事会で議論をしていただき、決定をお願いしたいいたします。

〔背景と経緯〕

学校法人麻布獣医学園（以下、学園）から、本会に対し、次期学園の理事・評議員卒業枠を本会からの理事・評議員推薦の形をとりたい旨の依頼があった。（参考1）

本会は、令和5年3月25日(土)に開催された理事会において議論したところ、会長指名者によって構成する検討委員会（以下、委員会）を設け、学園からの依頼の諾否、受諾の場合の理事・評議員の選出方法等を委員会で検討することとした。

委員長：福山 守会長

委員：有賀 誠副会長（獣医部会の代表）、笠原 年春副会長（動物応用部会の代表）、望月 雅裕副会長（生命・環境科学部会の代表）、小澄 正敬理事（九州ブロック選出）、市川 陽一朗理事（千葉県支部選出）、大島 義之理事（動物応用部会選出）、黒田 聡史理事（生命・環境科学部会選出）、佐原 弘益理事（総務担当理事）、志村 定雄理事（総務担当理事）

同年4月16日(日)に委員会がオンラインで開催され、以下のことを決定した。

- 1 学園からの依頼を受諾する。
- 2 理事・評議員の選出方法等は、地域ブロック及び部会からの選出を基本とする。（地域ブロックは本会の活動の現状に照らし、新たに設定する。）（参考2）

2の選出方法等は、事務局が案を作成し、委員会で検討の上、同年5月27日(土)に開催予定の本会理事会に受諾とあわせて選出方法等を上程することとした。

ただし、日程上、委員会のオンライン開催が難しいことから、選出方法等は、委員会の委員に以下の事務局案を示し、意見を求め、持ち回り会議の形式で意見を集約することとした。

【参考1】（略）

【参考2】（略）

### 第3号議案 学園理事・評議員の推薦承認の件

学校法人麻布獣医学園から依頼された「次期卒業生理事・評議員の推薦」に関する依頼について、次のとおり承認を求めます。

- 1 学園からの依頼を受諾する。
- 2 選出方法等は次のとおりとする。
  - (1) 学園に推薦する理事・評議員の要件  
正会員歴10年以上とする。
  - (2) 区分ごとの人数（高校を除く12人）  
8地域ブロック各1人、3部会各1人及び会長指名1人（計12人）とする。  
(正会員数（令和3年度）は参考)

	区 分	所属支部等	人数	正会員数
地域 ブ ロ ッ ク	(1) 北海道・東北ブロック	北海道支部並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の各県支部	1人	327人
	(2) 北関東ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県の各県支部	1人	339人
	(3) 南関東ブロック	千葉県、神奈川県各県支部並びに東京都支部及び横浜市支部	1人	386人
	(4) 中部ブロック	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び新潟県の各県支部	1人	482人
	(5) 近畿ブロック	滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県並びに三重県の各県支部、京都府及び大阪府の各府支部	1人	268人
	(6) 中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の各県支部	1人	236人
	(7) 四国ブロック	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各県支部	1人	261人
	(8) 九州ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各県支部	1人	293人
部 会	(9) 獣医部会		1人	153人*1
	(10) 動物応用部会		1人	157人*2
	(11) 生命環境科学部会		1人	243人*3
—	(12) 会長指名 *4		1人	—

\*1：全て直納正会員

\*2：支部に所属しない直納正会員：92人

\*3：支部に所属しない直納正会員：113人

\*4：会長本人も含む

(3) 選出方法

各地域ブロック及び各部会に一任とする。

(4) 再任

原則として、1期とする。ただし、各地域ブロック及び各部会の選出者が再任となった場合は、これを妨げない。

(5) 理事又は評議員に推薦する者の選定

理事に推薦する者3人及び評議員に推薦する者10人を各支部等からの選出者13人（高校同窓会1人を含む）の互選で選定することとする。